

今後の労働安全衛生法政策に関する企業（団体）調査	
案件プロジェクトID	PJ16114113
地域	全国
年齢	20歳以上
性別	男女
納品サンプル数	500名
条件	有職者、安全衛生に関係する業務に携わっている方
納期	12月7日

■スクリーニング

全員回答 改ページ (F1~F3は1画面表示)

F1 SA あなたの性別をお答えください。  
(お答えは1つ)

○1 男性  
○2 女性

F2 NUM あなたの年齢をお答えください。  
(お答えは半角数字で)

\_\_\_\_\_ 歳 ※半角数字のみ 19歳以下は調査終了

F3 SA あなたのお住まいの地域をお答えください。  
(お答えは1つ)

▼プルダウン			
1	北海道	19	山梨県
2	青森県	20	長野県
3	岩手県	21	岐阜県
4	宮城県	22	静岡県
5	秋田県	23	愛知県
6	山形県	24	三重県
7	福島県	25	滋賀県
8	茨城県	26	京都府
9	栃木県	27	大阪府
10	群馬県	28	兵庫県
11	埼玉県	29	奈良県
12	千葉県	30	和歌山県
13	東京都	31	鳥取県
14	神奈川県	32	島根県
15	新潟県	33	岡山県
16	富山県	34	広島県
17	石川県	35	山口県
18	福井県	36	徳島県
		37	香川県
		38	愛媛県
		39	高知県
		40	福岡県
		41	佐賀県
		42	長崎県
		43	熊本県
		44	大分県
		45	宮崎県
		46	鹿児島県
		47	沖縄県
		48	海外

→調査終了

全員回答 改ページ

SC1 SA あなたの職業をお答えください。  
(お答えは1つ)

○1	会社経営者・役員
○2	会社員（正社員、教員）
○3	会社員（派遣・契約社員）
○4	自営業・個人事業主・フリーランス
○5	自由業（開業医・弁護士事務所経営など）
○6	公務員
○7	学生
○8	主婦・主夫（専業）
○9	パート・アルバイト・フリーター
○10	無職・休職中・求職中
○11	その他

→調査終了

全員回答 改ページ

SC2 SA あなたは、所属する企業（団体）の安全衛生に関係する業務に携わっていますか。  
(お答えは1つ)

○1	直接的に関わっている
○2	間接的に関わっている
○3	関わっていない

→調査終了

■本調査

全員回答 改ページ

Q1 SA あなたの、所属する企業（団体）の業種についてお答えください。  
(お答えは1つ)  
※該当する業種が複数ある方は、主に携わっているものをお答えください。

○1	農業
○2	林業
○3	漁業
○4	鉱業
○5	建設業
○6	製造業
○7	電気・ガス・熱供給・水道業
○8	情報通信業
○9	運輸業
○10	卸売・小売業
○11	金融・保険業
○12	不動産業
○13	飲食店・宿泊業
○14	医療・福祉
○15	教育・学習支援
○16	複合サービス業（郵便局・郵便局委託業、農林水産業協同組合、事業協同組合など）
○17	サービス業（他に分類されないもの）
○18	公務（他に分類されないもの）
○19	その他（具体的に、_____）

全員回答

Q2 MA

あなたが、所属する企業（団体）の中での所属についてお答えください。  
（お答えはいくつでも）

改ページ

<input type="checkbox"/> 1	人事・総務
<input type="checkbox"/> 2	経営者
<input type="checkbox"/> 3	役員
<input type="checkbox"/> 4	ラインの管理職
<input type="checkbox"/> 5	経営企画職
<input type="checkbox"/> 6	営業職
<input type="checkbox"/> 7	一般職
<input type="checkbox"/> 8	安全衛生担当職
<input type="checkbox"/> 9	産業保健職
<input type="checkbox"/> 10	その他（具体的に）

全員回答

Q3 SAMT

あなたの、所属する企業（団体）の、従業員数についてお答えください。  
（お答えはそれぞれ1つずつ）

改ページ

	Q3-1	Q3-2
	正規社員	非正規社員
0名	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 1
1～9名	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 2
10～49名	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 3
50～99名	<input type="radio"/> 4	<input type="radio"/> 4
100～499名	<input type="radio"/> 5	<input type="radio"/> 5
500～999名	<input type="radio"/> 6	<input type="radio"/> 6
1000名以上	<input type="radio"/> 7	<input type="radio"/> 7
分からない	<input type="radio"/> 8	<input type="radio"/> 8

全員回答

Q4 SAMT

あなたの、所属する企業（団体）の、従業員の男女比についてお答えください。  
（お答えはそれぞれ1つずつ）

改ページ

	Q4-1	Q4-2
	正規社員	非正規社員
<b>Q3-1orQ3-2の○1に○Nのある方は表頭を非表示</b>		
男0：女10	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 1
男1～2：女9～8程度	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 2
男3～4：女7～6程度	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 3
男5：女5程度	<input type="radio"/> 4	<input type="radio"/> 4
男6～7：女4～3程度	<input type="radio"/> 5	<input type="radio"/> 5
男8～9：女2～1程度	<input type="radio"/> 6	<input type="radio"/> 6
男10：女0	<input type="radio"/> 7	<input type="radio"/> 7
分からない	<input type="radio"/> 8	<input type="radio"/> 8

全員回答

Q5 SA

あなたは、安全衛生法（法令、ガイドラインなど）についてどの程度知っていますか。  
（お答えは1つ）

改ページ

<input type="radio"/> 1	よく知っている
<input type="radio"/> 2	おおむね知っている
<input type="radio"/> 3	業務に関わる部分の一部は知っている
<input type="radio"/> 4	ほとんど知らない
<input type="radio"/> 5	全く知らない

Q5で○1～○2に○Nの方のみ

Q6 SA

「安全衛生法（法令、ガイドラインなど）についてよく知っている」または「おおむね知っている」と回答した方にお尋ねします。  
今の安全衛生法制度全体の厳しきについてどう思いますか。  
（お答えは1つ）

改ページ

<input type="radio"/> 1	全体的に厳しすぎる
<input type="radio"/> 2	おおむね妥当
<input type="radio"/> 3	全体的に甘すぎる
<input type="radio"/> 4	厳しすぎるどころと甘すぎるどころがちぐはぐ

Q5で○1～○2に○Nの方のみ

Q7 SA

「安全衛生法（法令、ガイドラインなど）についてよく知っている」または「おおむね知っている」と回答した方にお尋ねします。  
今の安全衛生法制度全体の分かり易さについてどう思いますか。  
（お答えは1つ）

改ページ

<input type="radio"/> 1	分かり易く、現場での運用にも活かし易い
<input type="radio"/> 2	分かり難い面もあるが、解説などと合わせてみれば運用はできる
<input type="radio"/> 3	複雑すぎて、現場での実際の対応方法が分かり難い
<input type="radio"/> 4	その他（具体的に）

あなたは、日本の安全衛生法制度を、次のように変えていくことについて、どう思いますか。

Q8 SA 安全衛生法の定めの内容や体系をシンプルにする。  
 (お答えは1つ)  
 ※たとえば、安全、衛生、健康の保持増進については、事業の実情に応じて可能な限り実行するよう義務づけ、その条文そのものか、その条文の詳細を定める規則に罰則を付けるなど

<input type="radio"/> 1	賛成
<input type="radio"/> 2	反対
<input type="radio"/> 3	どちらともいえない
<input type="radio"/> 4	わからない

Q9 SA 安全、衛生、健康の保持増進などの目的を達成できれば、その実現の方法は、できる限り事業者委ねる。  
 (お答えは1つ)  
 ※たとえば、塗装ブースを調査した結果、有機溶剤濃度が低い場合には局所排気装置を設置しなくても良いこととする、人事労務管理上の工夫や保健師による面談などで、企業(団体)独自に従業員のストレス対策を行っている場合にはストレスチェックを行わなくても良いこととするなど

<input type="radio"/> 1	賛成
<input type="radio"/> 2	反対
<input type="radio"/> 3	どちらともいえない
<input type="radio"/> 4	わからない

Q10 SA 罰金額を企業(団体)の規模に応じて変える。  
 (お答えは1つ)

<input type="radio"/> 1	賛成
<input type="radio"/> 2	反対
<input type="radio"/> 3	どちらともいえない
<input type="radio"/> 4	わからない

Q11 SA 安全衛生管理を怠った役員に対する国による解任命令権を定める。  
 (お答えは1つ)  
 ※たとえば、イギリスには、安全衛生管理を怠った役員を強制的に解任させたり、身体刑に処するような制度があります

<input type="radio"/> 1	賛成
<input type="radio"/> 2	反対
<input type="radio"/> 3	どちらともいえない
<input type="radio"/> 4	わからない

Q12 SA 中小企業・団体(特に従業員数50人未満の企業・団体)などについては、関係法令を全て守れていなくても、実際のリスクが高い違反状況から少しずつ改善すれば、すぐには取り締まらないこととする。  
 (お答えは1つ)  
 ※「リスク」とは、ある原因が労働災害などの被害を生み出す可能性の高さと起こり得る被害の重大さを掛け合わせたものをいいます。

<input type="radio"/> 1	賛成
<input type="radio"/> 2	反対
<input type="radio"/> 3	どちらともいえない
<input type="radio"/> 4	わからない

Q13 SA 中小企業・団体(特に従業員数50人未満の企業・団体)による安全衛生法の遵守や安全衛生の実現に向けた努力については、労働安全・衛生コンサルタントや専門的な知識を持つ社会保険労務士などに行わせ、行政が審査する。  
 (お答えは1つ)

<input type="radio"/> 1	賛成
<input type="radio"/> 2	反対
<input type="radio"/> 3	どちらともいえない
<input type="radio"/> 4	わからない

Q14 SA 機械や化学物質、建設工事に関する職場のリスクについて、リスクアセスメント(アセスメント後の対応も含む)を義務づける。  
 (お答えは1つ)  
 ※「リスク」とは、ある原因が労働災害などの被害を生み出す可能性の高さと起こり得る被害の重大さを掛け合わせたものをいいます。

<input type="radio"/> 1	賛成
<input type="radio"/> 2	反対
<input type="radio"/> 3	どちらともいえない
<input type="radio"/> 4	わからない

前頁に引き続き、下記の質問にお答えください。  
あなたは、日本の安全衛生法制度を、次のように変えていくことについて、どう思いますか。

Q15 SA 事業者に限らず、発注者、設計者、機械や化学物質の譲渡提供者など、職場のリスクをつくり出したり、重大な影響を与える者に対して、合理的に果たし得る範囲で、安全衛生管理の責任を負わせる。  
(お答えは1つ)  
※「リスク」とは、ある原因が労働災害などの被害を生み出す可能性の高さと起こり得る被害の重大さを掛け合わせたものをいいます。

<input type="radio"/>	賛成
<input type="radio"/>	反対
<input type="radio"/>	どちらともいえない
<input type="radio"/>	わからない

Q16 SA 機械や化学物質、建設工事に関する安全衛生上のリスクについて、発注者、設計者、譲渡提供者などが、リスクに関する情報を、譲受人やユーザーに対して、ある程度決まった方式で提供する義務を幅広く課す。  
(お答えは1つ)  
※「リスク」とは、ある原因が労働災害などの被害を生み出す可能性の高さと起こり得る被害の重大さを掛け合わせたものをいいます。

<input type="radio"/>	賛成
<input type="radio"/>	反対
<input type="radio"/>	どちらともいえない
<input type="radio"/>	わからない

Q17 SA 一定規模以上の建設工事の発注者に対して、発注先が法定の安全衛生要件を充たしているかを審査するよう義務づける。  
(お答えは1つ)

<input type="radio"/>	賛成
<input type="radio"/>	反対
<input type="radio"/>	どちらともいえない
<input type="radio"/>	わからない

Q18 SA 事業者にも、リスクアセスメント（アセスメント後の対応も含む）に関する労使協議と、労働者へのリスク関連情報の提供を義務づける。  
(お答えは1つ)  
※「リスク」とは、ある原因が労働災害などの被害を生み出す可能性の高さと起こり得る被害の重大さを掛け合わせたものをいいます。

<input type="radio"/>	賛成
<input type="radio"/>	反対
<input type="radio"/>	どちらともいえない
<input type="radio"/>	わからない

Q19 SA 労働者にも、職場のリスクについて事業者への（それができない場合には監督機関に対する）報告義務を課す。  
(お答えは1つ)  
※「リスク」とは、ある原因が労働災害などの被害を生み出す可能性の高さと起こり得る被害の重大さを掛け合わせたものをいいます。

<input type="radio"/>	賛成
<input type="radio"/>	反対
<input type="radio"/>	どちらともいえない
<input type="radio"/>	わからない

Q20 SA 安全衛生に関する専門性（や企業（団体）の経営事情への理解）がある行政官（監督官や専門官など）に対して、違法性の判断や取締りについて、今よりも広い裁量を与える。  
(お答えは1つ)

<input type="radio"/>	賛成
<input type="radio"/>	反対
<input type="radio"/>	どちらともいえない
<input type="radio"/>	わからない

Q21 SA 労働災害の発生率が高い企業（団体）への労働災害防止団体などの関与を強化する。  
(お答えは1つ)  
※「労働災害防止団体」とは、厚生労働省の関係団体であり、労働災害防止団体に定められた中央労働災害防止協会と、4業種（建設業、陸上貨物運送事業、林業・木材製造業、港湾貨物運送事業）ごとの労働災害防止協会をいいます。労働災害などの防止や健康の増進のための、教育研修、情報提供、アドバイスなどの役割を担っています。

<input type="radio"/>	賛成
<input type="radio"/>	反対
<input type="radio"/>	どちらともいえない
<input type="radio"/>	わからない

Q22 SA 安全管理者を国家資格化する。  
(お答えは1つ)

<input type="radio"/>	賛成
<input type="radio"/>	反対
<input type="radio"/>	どちらともいえない
<input type="radio"/>	わからない

全員回答

改ページ

ここからは、次の質問にお答えください。  
あなたは、日本の安全衛生法制度上の政策を、次のように変えていくことについて、どう思いますか。

Q23 SA 企業（団体）の経営者や役員による労働安全衛生のリーダーシップを推進するための施策を積極的に講じる。  
（お答えは1つ）

<input type="radio"/> 1	賛成
<input type="radio"/> 2	反対
<input type="radio"/> 3	どちらともいえない
<input type="radio"/> 4	わからない

Q24 SA 安全衛生に関する専門知識を持つ行政官を増員する。  
（お答えは1つ）

<input type="radio"/> 1	賛成
<input type="radio"/> 2	反対
<input type="radio"/> 3	どちらともいえない
<input type="radio"/> 4	わからない

Q25 SA 中小企業（団体）の事業者が、適任な安全衛生の専門家（安全・衛生コンサルタント、作業環境測定士など）にアクセスし易くなるよう、ウェブサイトに専門家検索サイトを設ける。  
（お答えは1つ）

<input type="radio"/> 1	賛成
<input type="radio"/> 2	反対
<input type="radio"/> 3	どちらともいえない
<input type="radio"/> 4	わからない

Q26 SA 中小企業（団体）の安全衛生の向上のため、ウェブサイトで所属する業種ごとの事情に応じたリスクアセスメントが簡単に行えるツールを提供すると共に、無償で人的支援を受けられる体制を整える。  
（お答えは1つ）

<input type="radio"/> 1	賛成
<input type="radio"/> 2	反対
<input type="radio"/> 3	どちらともいえない
<input type="radio"/> 4	わからない

全員回答

改ページ

Q27 SA あなたの所属する企業（団体）では、化学物質を取り扱う作業がありますか。  
（お答えは1つ）

<input type="radio"/> 1	ある
<input type="radio"/> 2	ない
<input type="radio"/> 3	わからない

Q27で○1に○Nの方のみ

改ページ

Q28 MA 勤務先に化学物質を取り扱う作業があると回答した方にお尋ねします。  
勤務先に務める従業員が化学物質を取り扱う作業に伴う危険について疑問が生じた場合、通常はどこに相談しますか。  
（お答えはいくつでも）

<input type="checkbox"/> 1	社内の専門家（産業医）
<input type="checkbox"/> 2	社内の専門家（労働衛生コンサルタント）
<input type="checkbox"/> 3	社内の専門家（衛生管理者・衛生推進者）
<input type="checkbox"/> 4	社内の専門部署
<input type="checkbox"/> 5	社外の専門家・専門機関（労働災害防止団体）
<input type="checkbox"/> 6	社外の専門家・専門機関（産業保健総合支援センター）
<input type="checkbox"/> 7	社外の専門家・専門機関（大学などの研究機関）
<input type="checkbox"/> 8	社外の専門家・専門機関（民間の労働衛生サービス機関）
<input type="checkbox"/> 9	行政機関（労働基準監督署）
<input type="checkbox"/> 10	行政機関が設けた相談窓口（公的団体や民間団体に委託したものを含む）
<input type="checkbox"/> 11	その他（具体的に）
<input type="checkbox"/> 12	相談することはない

※ほか

全員回答  
Q29

MA

日本の産業で安全衛生が重視される文化を築くために、ポイントになると思うものをすべてお選びください。  
(お答えはいくつでも)  
※「リスク」とは、ある原因が労働災害などの被害を生み出す可能性の高さと起こり得る被害の重大さを掛け合わせたものをいいます。

※「ゼロ災運動」とは、職場の構成員の全員が、それぞれの持ち場で職場にある危険源を見つけ、協力し合って組織的に対処していくことにより、労働災害や職業性疾病をゼロにしていこうとする全員参加型の自主的な運動のことをいいます。  
(中央労働災害防止協会のウェブサイト (http://www.jisha.or.jp/zerosai/zero/index.html) の説明を改題。)

※「KYT (危険予知訓練)」とは、職場や作業にひそむ危険源とそれが引き起こす現象を、職場や作業の状況を描いたイラストシートを使ったり、現場で実際に作業をさせたり、作業をしてみせたりしながら、小集団で話し、考え、理解し合って、危険のポイントや重点実施項目を指差唱和や指差呼称で確認し、未然に災害を防止しようとする訓練のことをいいます。  
(中央労働災害防止協会のウェブサイト (http://www.jisha.or.jp/zerosai/kyt/index.html) の説明を一部改題。)

<input type="checkbox"/>	安全衛生法の体系や内容を分かり易くすること
<input type="checkbox"/>	安全衛生法の強制力を高め、違反を厳重に取り締めること
<input type="checkbox"/>	職場の全てのリスクについて、リスクアセスメントを義務づけること
<input type="checkbox"/>	リスクアセスメントよりも、ゼロ災運動やKYT (危険予知訓練) などの日本的な安全衛生活動の推進を図ること
<input type="checkbox"/>	安全衛生に関する専門知識を持つ行政官 (監督官など) を増員すること
<input type="checkbox"/>	関連法規を緩和して、監督官などの行政官が、企業 (団体) の経営事情を踏まえた監督指導を行えるようにすること
<input type="checkbox"/>	ISOなどの国際機関が安全衛生マネジメント規格を整備すること
<input type="checkbox"/>	安全衛生に関する適切な専門機関 (公的なものと民間のもの) を増やすこと
<input type="checkbox"/>	企業 (団体) のトップ層 (総括安全衛生管理者など) に義務的な安全衛生教育を実施すること
<input type="checkbox"/>	企業 (団体) に安全衛生専任の役員を設置させること
<input type="checkbox"/>	企業 (団体) の安全衛生担当者 (特に安全管理者や衛生管理者) の組織内での地位を上げ、充分な業務ができるだけの権限と責任を与えること
<input type="checkbox"/>	安全・衛生委員会に経営管理の権限を持つ役員を参加させ、審議結果を確実に反映させるなどして、実質的な機能を果たさせること
<input type="checkbox"/>	初等教育 (小学校など) のカリキュラムに安全衛生教育 (特に体感教育) を導入すること
<input type="checkbox"/>	安全衛生について専門的な研究教育を行える大学を増やすこと
<input type="checkbox"/>	安全衛生に関する一般市民向けの教育啓発を行うこと
<input type="checkbox"/>	安全衛生に関する既存の国家資格を更新制にするなどして質を高めること
<input type="checkbox"/>	ラインの管理職に対する安全衛生教育を強化すること
<input type="checkbox"/>	一般労働者に対する安全衛生教育 (特に、作業主任者への技能講習、雇入れ時教育、危険有害業務従事者への特別教育など) を強化すること
<input type="checkbox"/>	労働組合がより熱心に安全衛生に取り組むようになること
<input type="checkbox"/>	その他① (具体的に )
<input type="checkbox"/>	その他② (具体的に )

\*40字以内  
\*40字以内

改ページ

全員回答  
Q30

MA

中小企業 (団体) の安全衛生の今後の担い手として適当と思うものを次の中からお答えください。  
(お答えはいくつでも)

※「労働災害防止団体」とは、厚生労働省の関係団体であり、労働災害防止団体法に定められた中央労働災害防止協会と、4業種 (建設業、陸上貨物運送事業、林業・木材製造業、港湾貨物運送事業) ことこの労働災害防止協会をいいます。  
労働災害などの防止や健康の増進のための、教育研修、情報提供、アドバイスなどの役割を担っています。

<input type="checkbox"/>	労働災害防止団体
<input type="checkbox"/>	産業保健総合支援センター
<input type="checkbox"/>	健診団体のうち産業保健サービスを行っている機関
<input type="checkbox"/>	(嘱託) 産業医
<input type="checkbox"/>	労働安全コンサルタント
<input type="checkbox"/>	労働衛生コンサルタント
<input type="checkbox"/>	作業環境測定士
<input type="checkbox"/>	社会保険労務士
<input type="checkbox"/>	その他 (具体的に )

※30字以内

改ページ

全員回答  
Q31

SA

もし、あなたの所属する企業 (団体) の職員が、他社の安全衛生管理の状況を調査し、必要に応じてアドバイスを提供するような公的な職務を任せられたら、その職員を先遣に派遣しますか。その職員を通じて、他社の安全衛生事情やノウハウを知ることができますが、その職員の給与や派遣のための費用はあなたの企業 (団体) の負担となることを前提にお答えください。  
(お答えは1つ)

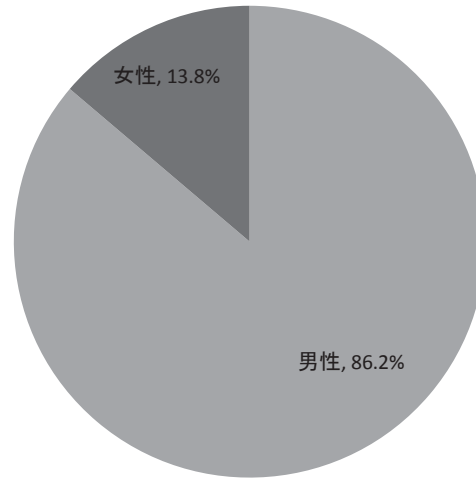
\*アメリカには、SGE (特別政府職員) という制度があり、民間企業のベテランの安全衛生管理者やスタッフが任命されて、他企業が、安全衛生管理体制などに関する公的な認証を受けるための審査やアドバイスに当たっています。

<input type="radio"/>	派遣する
<input type="radio"/>	派遣しない
<input type="radio"/>	どちらともいえない
<input type="radio"/>	わからない

改ページ

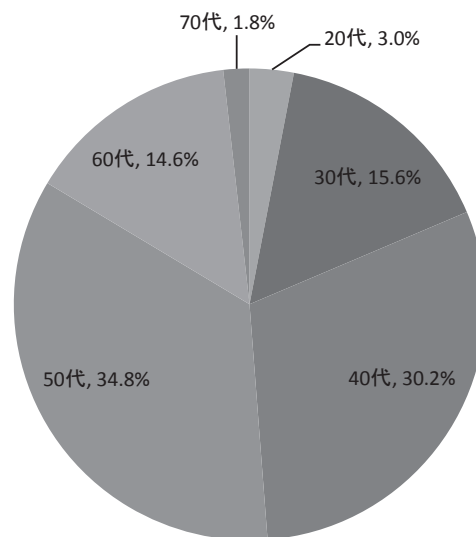
[GRAPH001]

【F1】あなたの性別をお答えください。(お答えは1つ)  
(N=500)

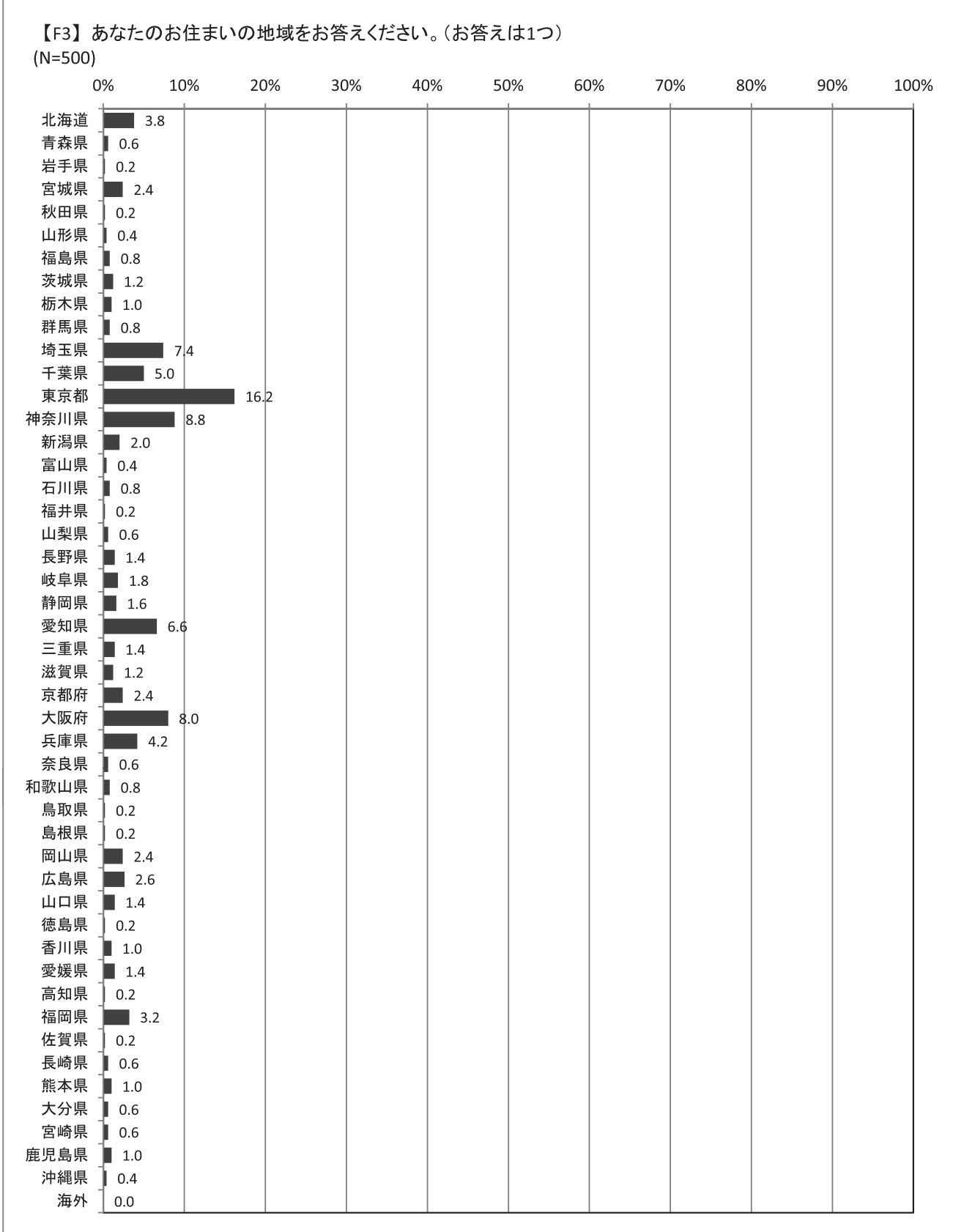


[GRAPH003]

【年代CATE】年代CATE  
(N=500)

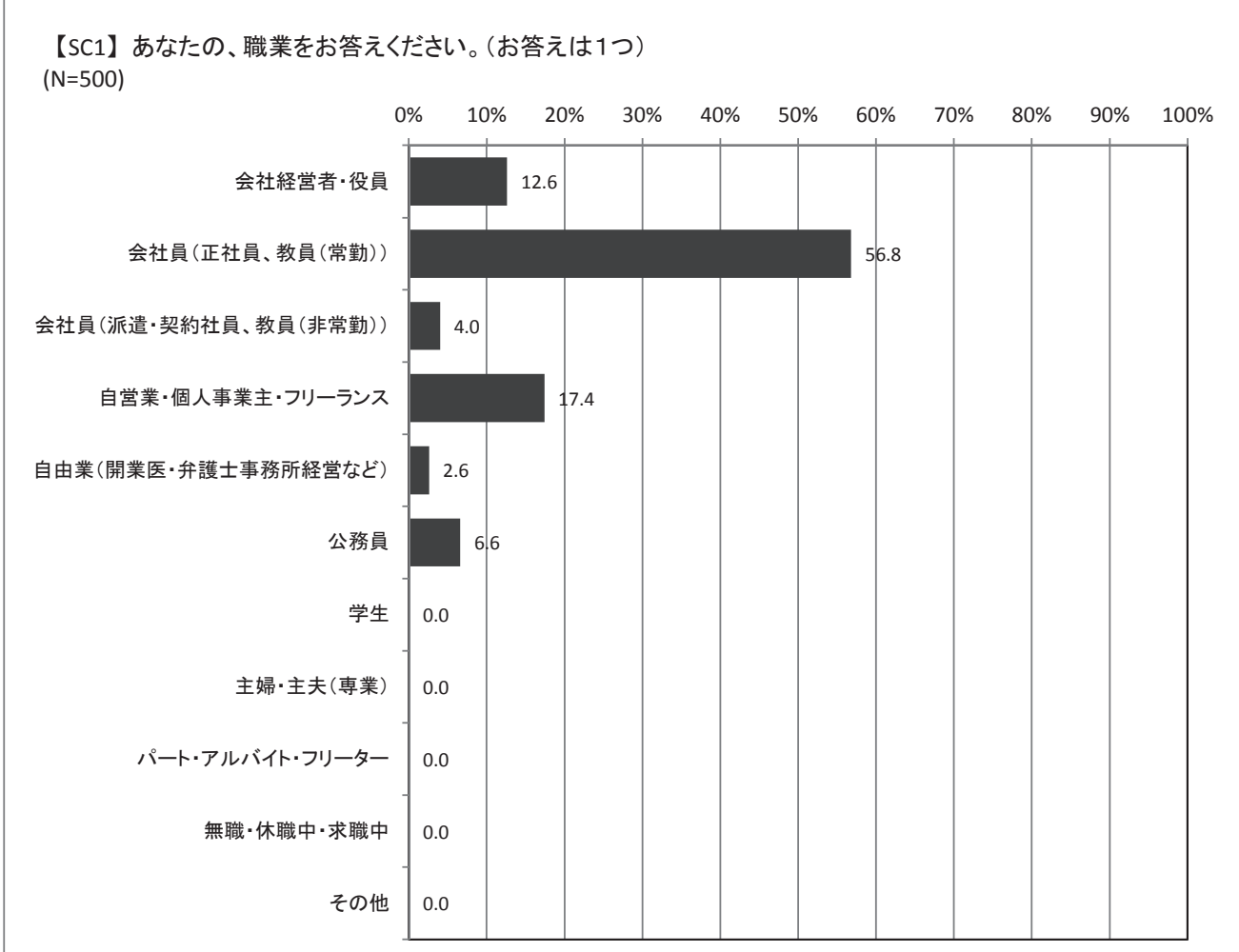


[GRAPH004]

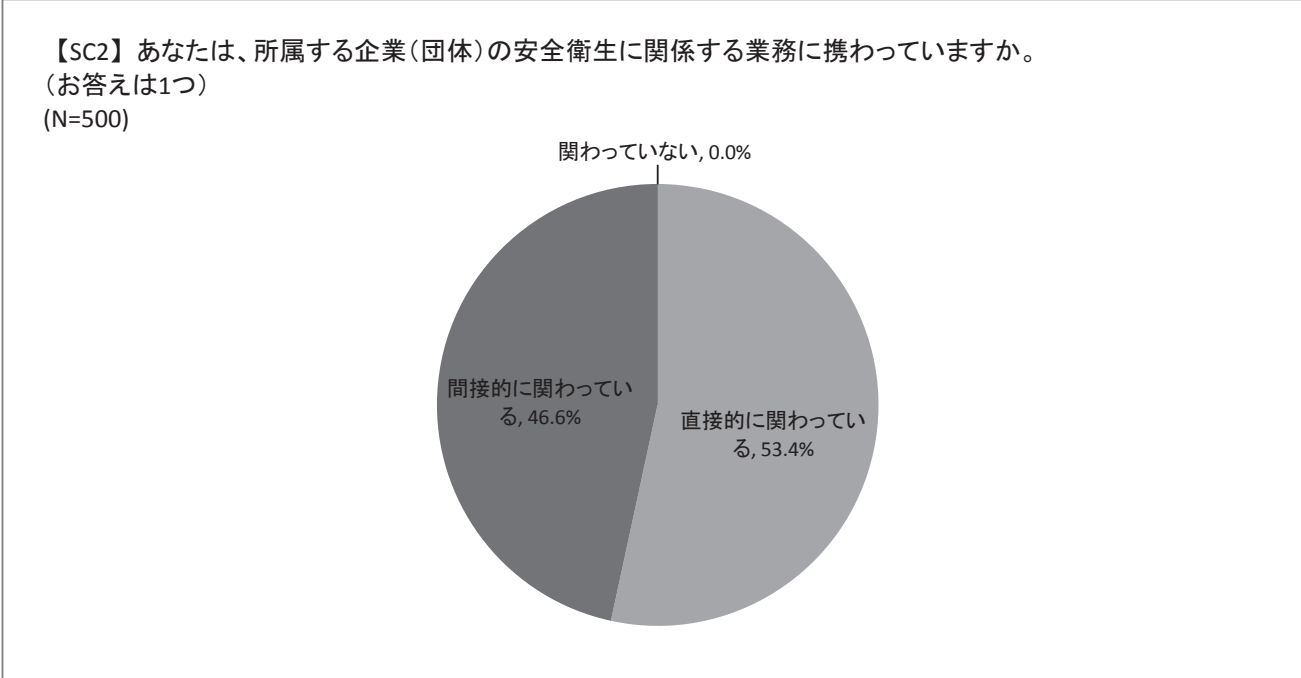




[GRAPH005]

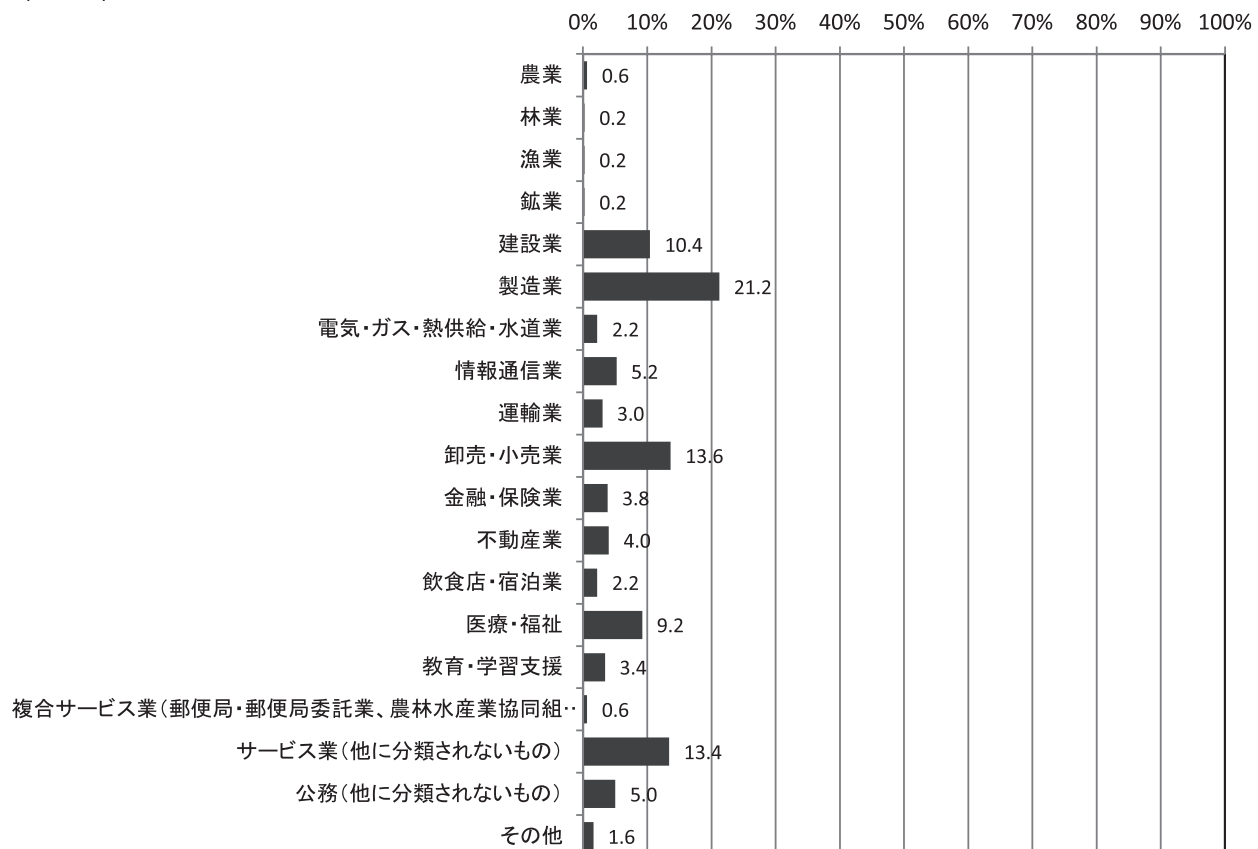


[GRAPH006]

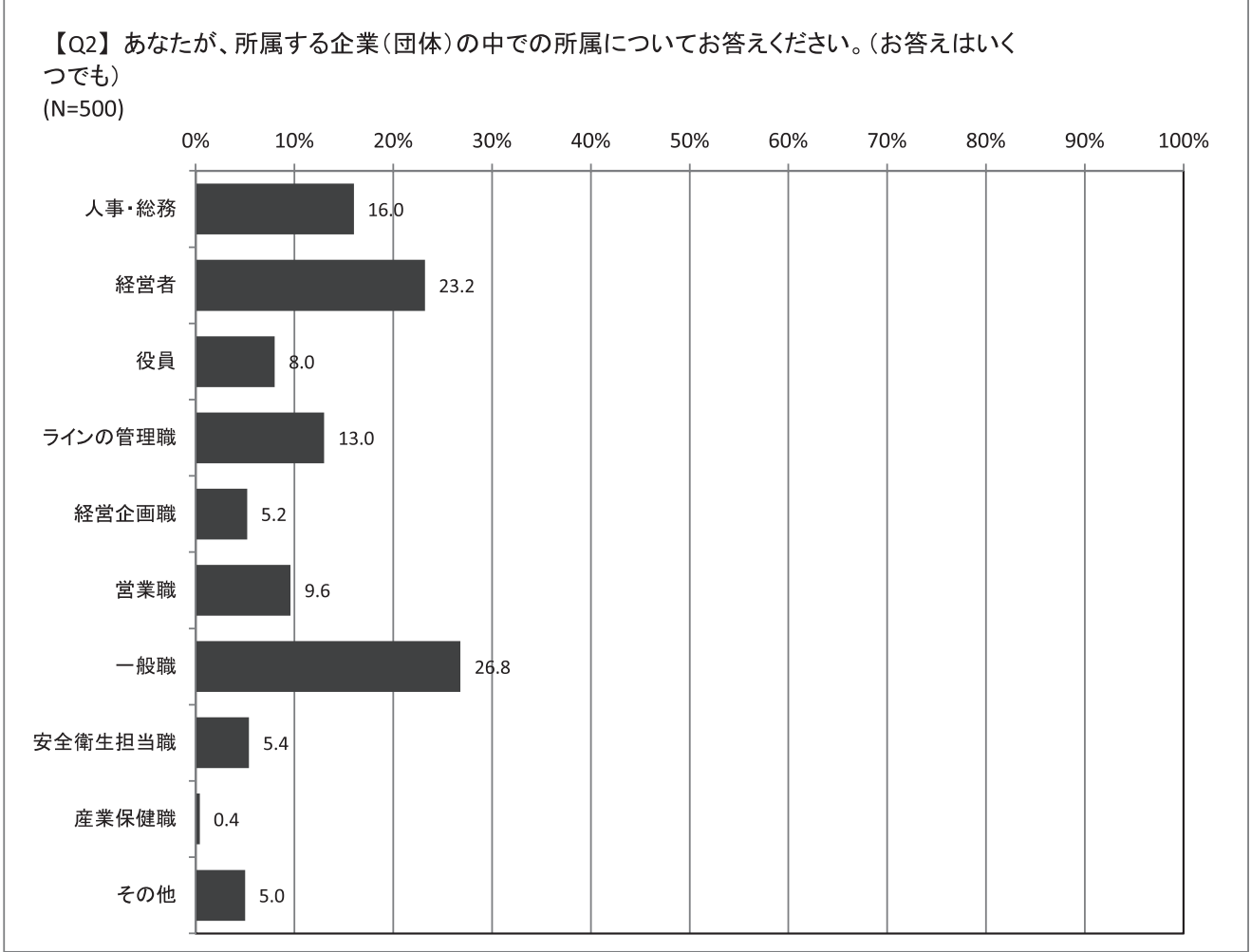


[GRAPH007]

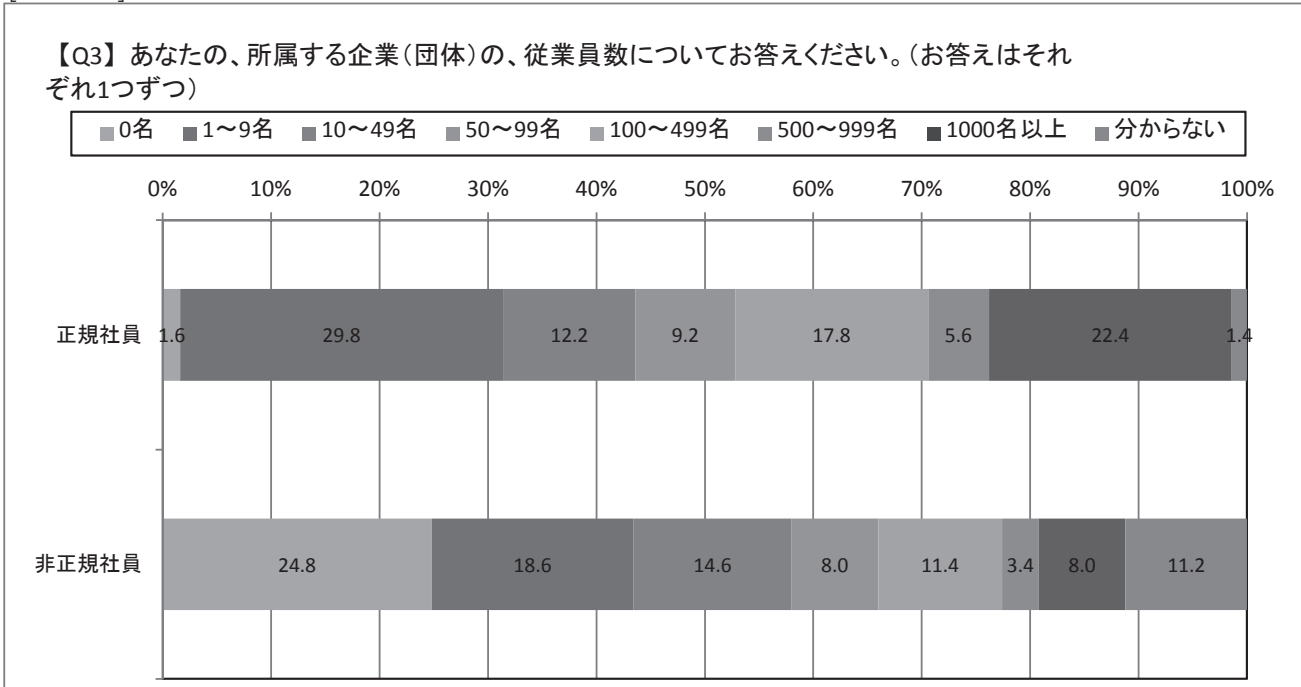
【Q1】あなたの、所属する企業(団体)の業種についてお答えください。(お答えは1つ)※該当する業種が複数ある方は、主に携わっているものをお答えください。  
(N=500)



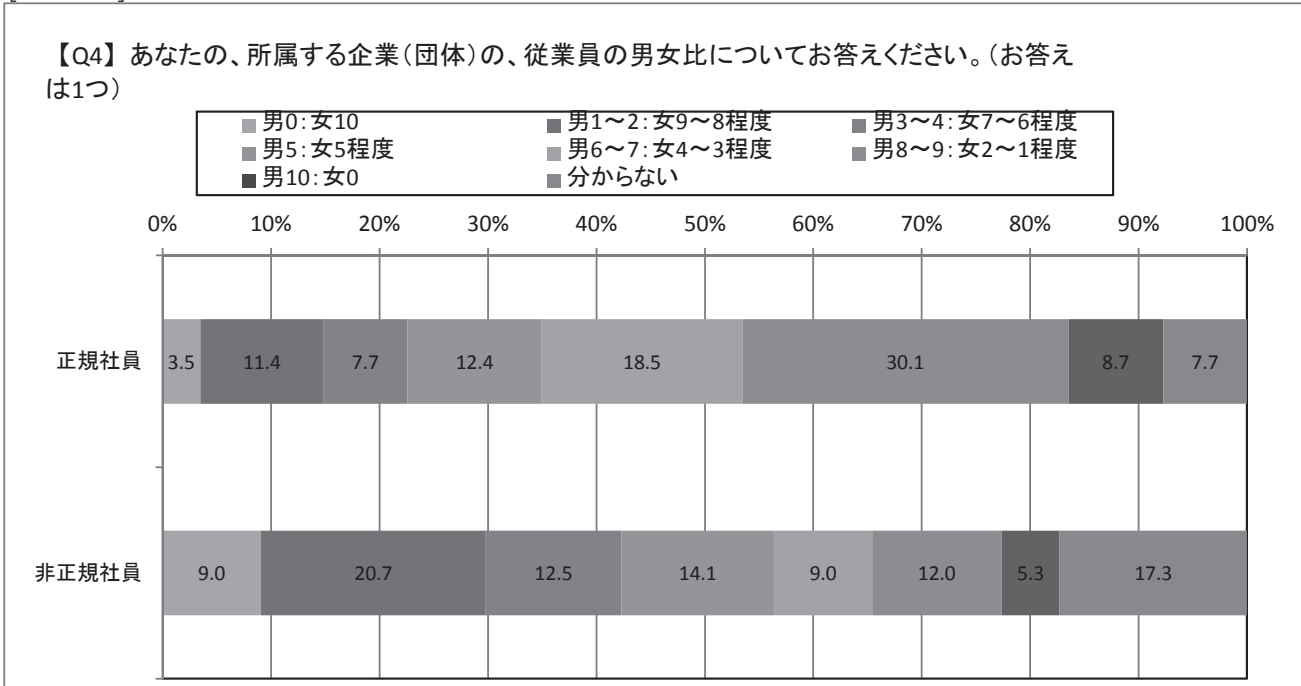
[GRAPH008]



[GRAPH009]

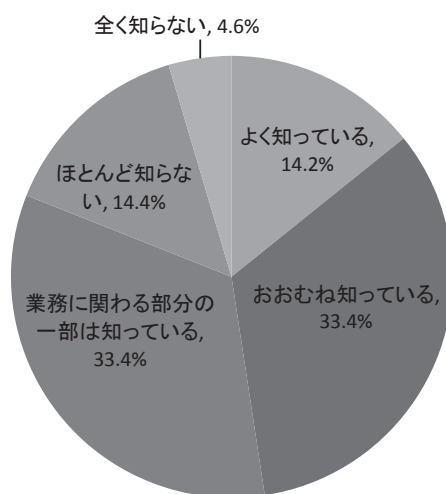


[GRAPH010]



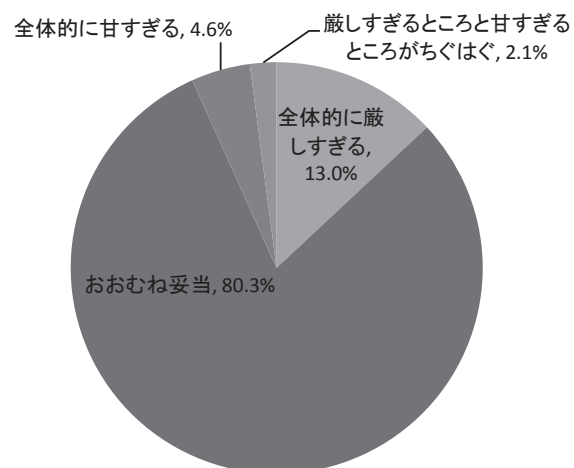
[GRAPH011]

【Q5】あなたは、安全衛生法（法令、ガイドラインなど）についてどの程度知っていますか。  
（お答えは1つ）  
（N=500）



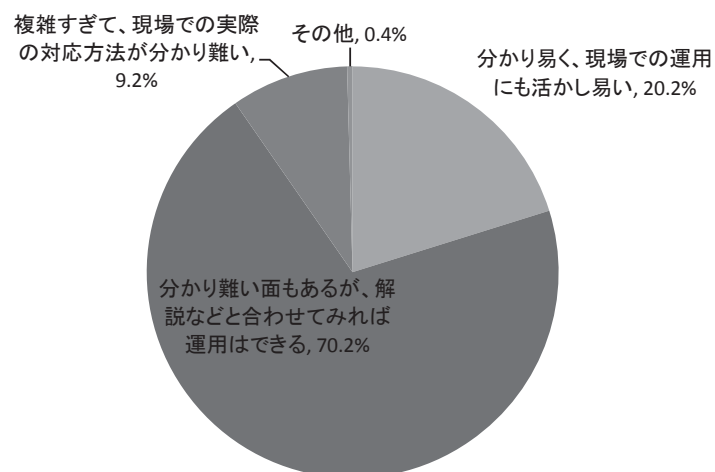
[GRAPH012]

【Q6】「安全衛生法（法令、ガイドラインなど）についてよく知っている」または「おおむね知っている」と回答した方にお尋ねします。今の安全衛生法制度全体の厳しさについてどう思いますか。（お答えは1つ）  
（N=238）



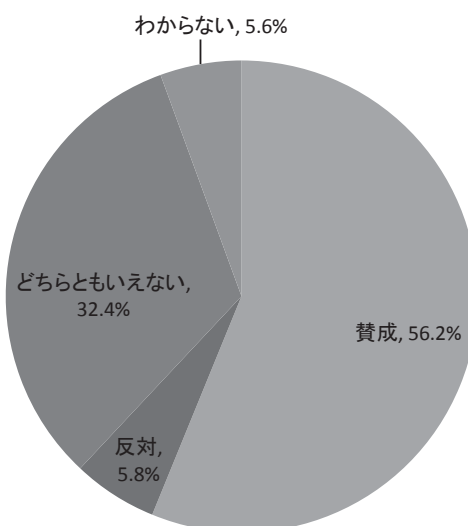
[GRAPH013]

【Q7】「安全衛生法(法令、ガイドラインなど)についてよく知っている」または「おおむね知っている」と回答した方にお尋ねします。今の安全衛生法制度全体の分かり易さについてどう思いますか。(お答えは1つ)  
(N=238)



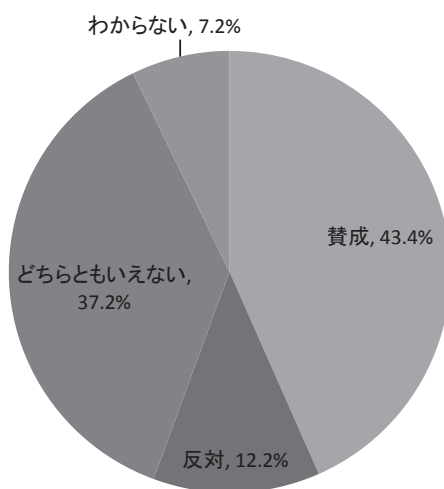
[GRAPH014]

【Q8】安全衛生法の定めの内容や体系をシンプルにする。(お答えは1つ)  
(N=500)



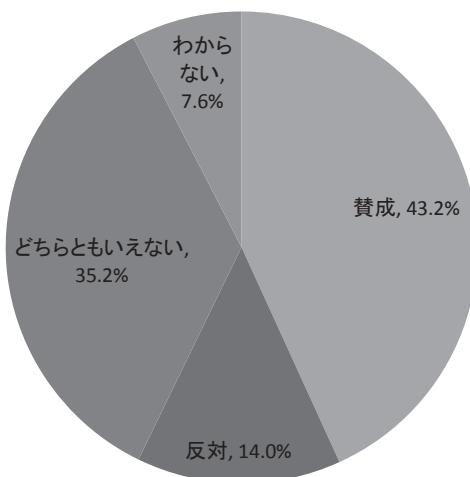
[GRAPH015]

【Q9】安全、衛生、健康の保持増進などの目的を達成できれば、その実現の方法は、できる限り事業者に委ねる。(お答えは1つ)  
(N=500)



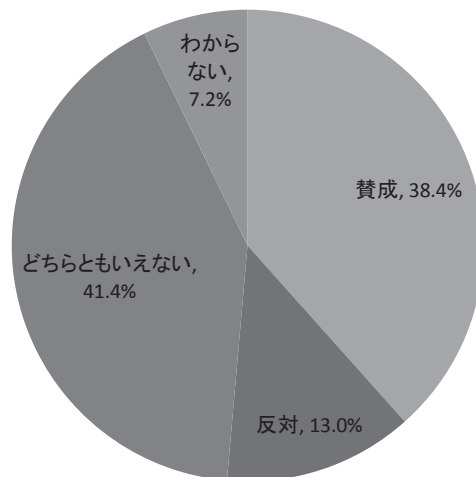
[GRAPH016]

【Q10】罰金額を企業(団体)の規模に応じて変える。(お答えは1つ)  
(N=500)



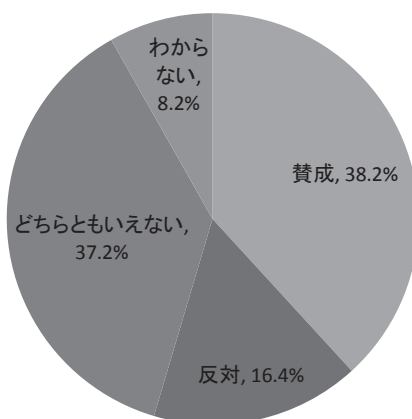
[GRAPH017]

【Q11】安全衛生管理を怠った役員に対する国による解任命令権を定める。(お答えは1つ)  
(N=500)



[GRAPH018]

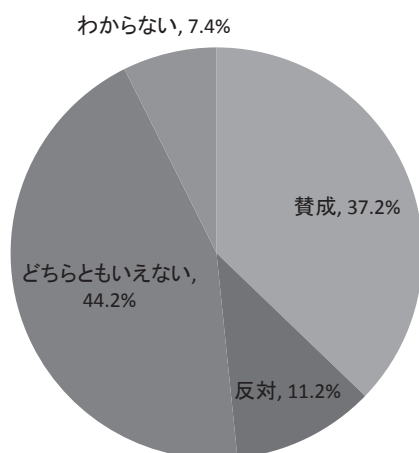
【Q12】中小企業・団体(特に従業員数50人未満の企業・団体)などについては、関係法令を全て守れていなくても、実際のリスクが高い違反状況から少しずつ改善すれば、すぐには取り締まらないこととする。(お答えは1つ)  
(N=500)





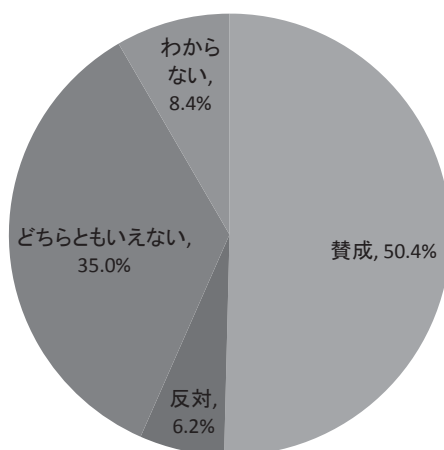
[GRAPH019]

【Q13】 中小企業・団体（特に従業員数50人未満の企業・団体）による安全衛生法の遵守や安全衛生の実現へ向けた努力については、労働安全・衛生コンサルタントや専門的な知識を持つ社会保険労務士などに行わせ、行政が審査する。（お答えは1つ）  
(N=500)



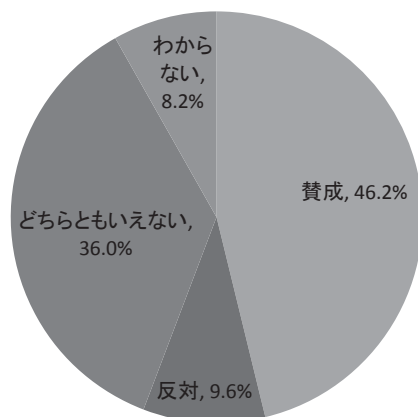
[GRAPH020]

【Q14】 機械や化学物質、建設工事に関する職場のリスクについて、リスクアセスメント（アセスメント後の対応も含む）を義務づける。（お答えは1つ）  
(N=500)



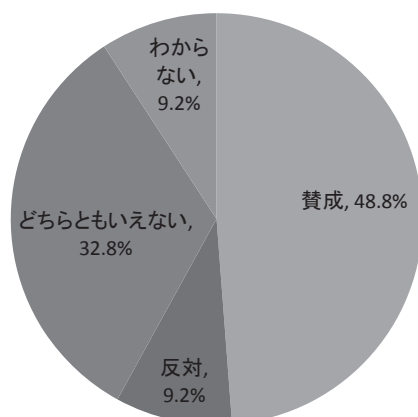
[GRAPH021]

【Q15】 事業者に限らず、発注者、設計者、機械や化学物質の譲渡提供者など、職場のリスクをつくり出したり、重大な影響を与える者に対して、合理的に果たし得る範囲で、安全衛生管理の責任を負わせる。(お答えは1つ)  
(N=500)



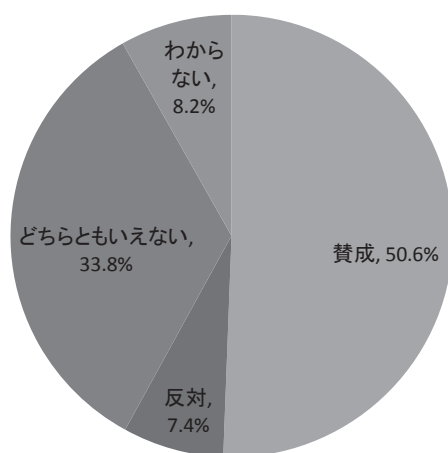
[GRAPH022]

【Q16】 機械や化学物質、建設工事に関する安全衛生上のリスクについて、発注者、設計者、譲渡提供者などが、リスクに関する情報を、譲受人やユーザーに対して、ある程度決まった方式で提供する義務を幅広く課す。(お答えは1つ)  
(N=500)



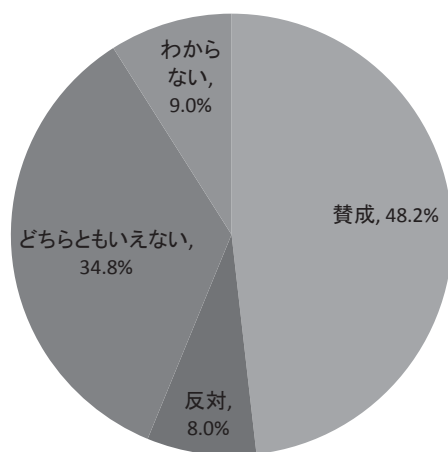
[GRAPH023]

【Q17】一定規模以上の建設工事の発注者に対して、発注先が法定の安全衛生要件を充たしているかを審査するよう義務づける。(お答えは1つ)  
(N=500)



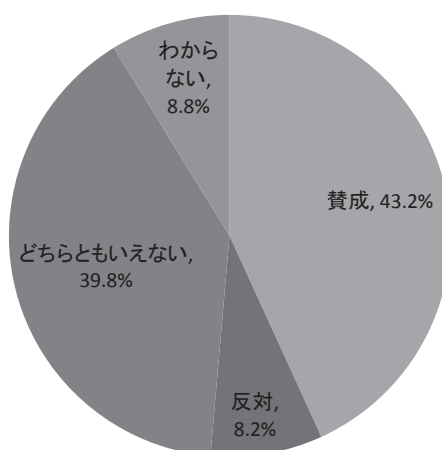
[GRAPH024]

【Q18】事業者、リスクアセスメント(アセスメント後の対応も含む)に関する労使協議と、労働者へのリスク関連情報の提供を義務づける。(お答えは1つ)  
(N=500)



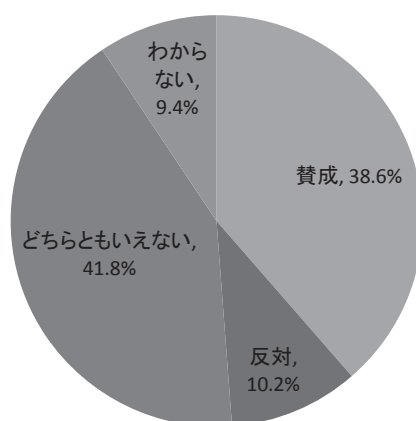
[GRAPH025]

【Q19】労働者にも、職場のリスクについて事業者への(それができない場合には監督機関に対する)報告義務を課す。(お答えは1つ)  
(N=500)



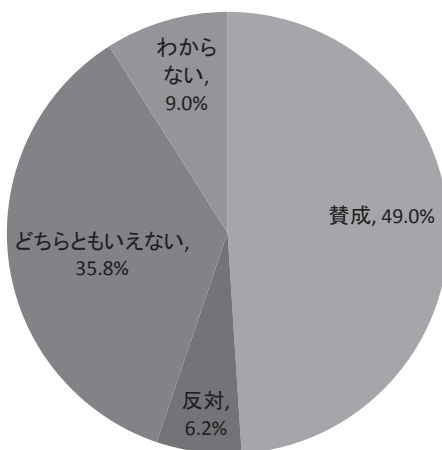
[GRAPH026]

【Q20】安全衛生に関する専門性(や企業(団体)の経営事情への理解)がある行政官(監督官や専門官など)に対して、違法性の判断や取締りについて、今よりも広い裁量を与える。(お答えは1つ)  
(N=500)



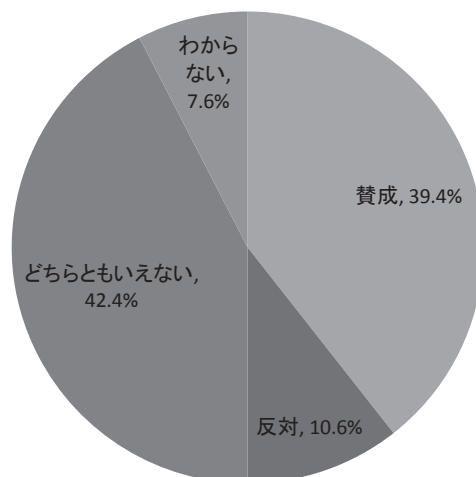
[GRAPH027]

【Q21】労働災害の発生率が高い企業(団体)への労働災害防止団体などの関与を強化する。(お答えは1つ)  
(N=500)



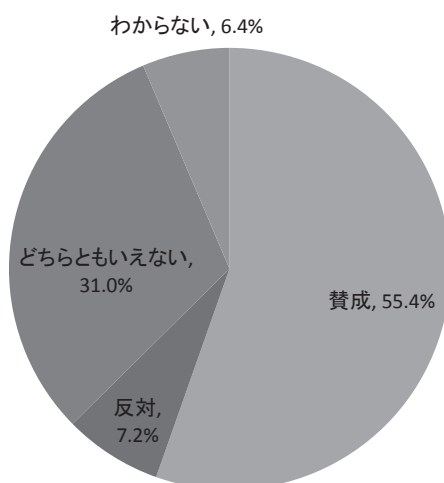
[GRAPH028]

【Q22】安全管理者を国家資格化する。(お答えは1つ)  
(N=500)



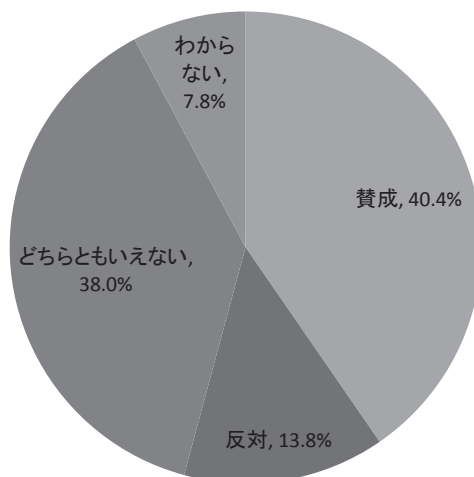
[GRAPH029]

【Q23】 企業(団体)の経営者や役員による労働安全衛生のリーダーシップを推進するための施策を積極的に講じる。(お答えは1つ)  
(N=500)



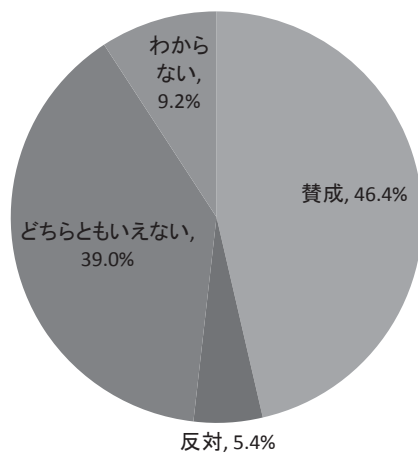
[GRAPH030]

【Q24】 安全衛生に関する専門知識を持つ行政官を増員する。(お答えは1つ)  
(N=500)



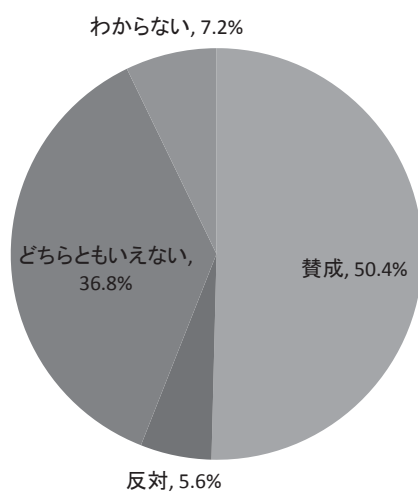
[GRAPH031]

【Q25】 中小企業(団体)の事業者が、適任な安全衛生の専門家(安全・衛生コンサルタント、作業環境測定士など)にアクセスし易くなるよう、ウェブサイトに専門家検索サイトを設ける。  
(お答えは1つ)  
(N=500)



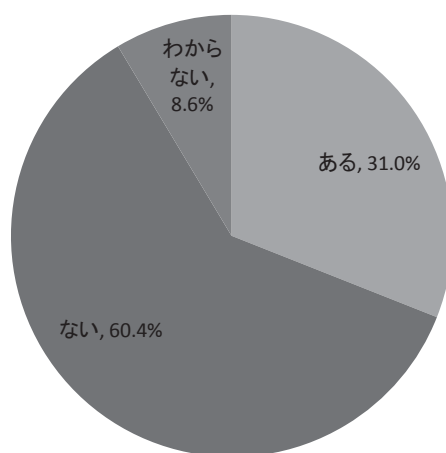
[GRAPH032]

【Q26】 中小企業(団体)の安全衛生の向上のため、ウェブサイトで所属する業種ごとの事情に応じたリスクアセスメントが簡単に行えるツールを提供すると共に、無償で人的支援を受けられる体制を整える。(お答えは1つ)  
(N=500)



[GRAPH033]

【Q27】 あなたの所属する企業(団体)では、化学物質を取り扱う作業がありますか。(お答えは1つ)  
(N=500)

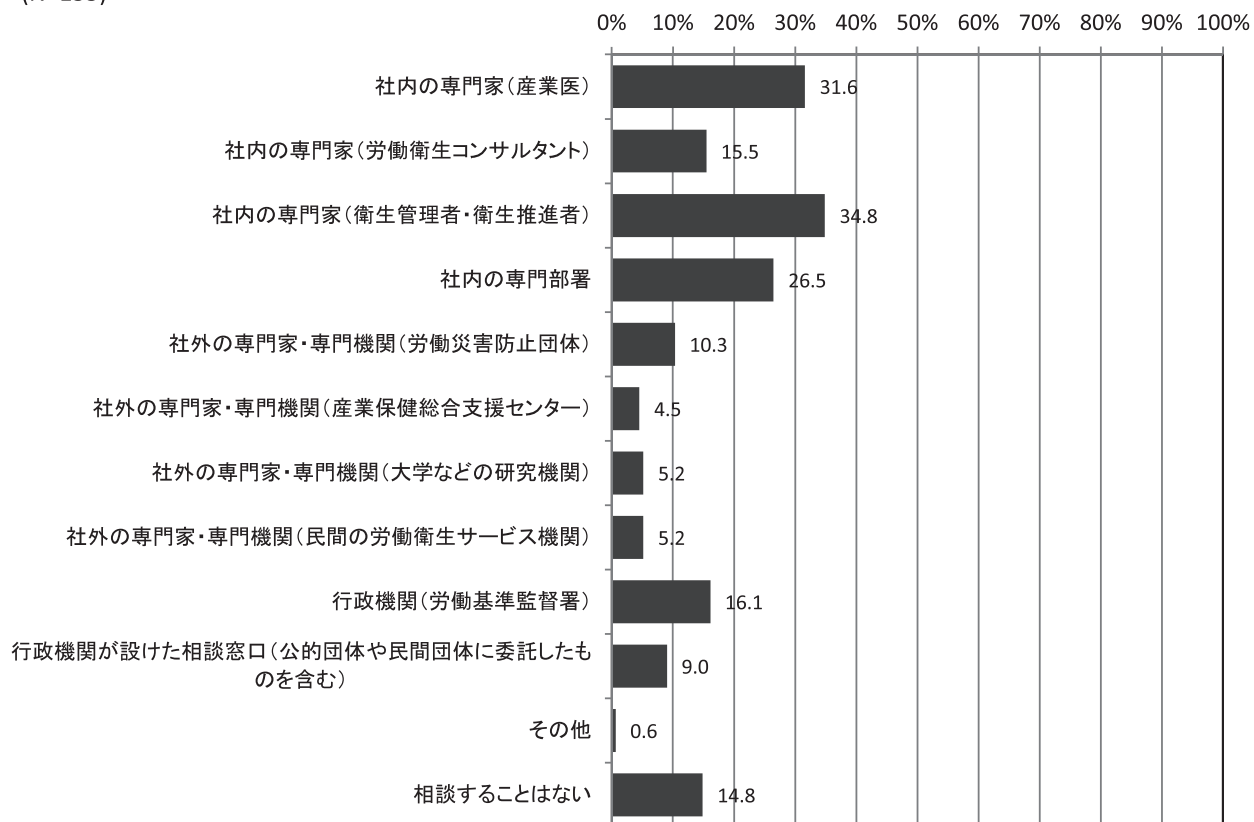




[GRAPH034]

【Q28】勤務先に化学物質を取り扱う作業があると回答した方にお尋ねします。勤務先に務める従業員が化学物質を取り扱う作業に伴う危険について疑問が生じた場合、通常はどこに相談しますか。(お答えはいくつでも)

(N=155)



[GRAPH035]

【Q29】日本の産業で安全衛生が重視される文化を築くために、ポイントになると思うものをすべてお選びください。(お答えはいくつでも)  
(N=500)

項目	割合 (%)
安全衛生法の体系や内容を分かり易くすること	62.6
安全衛生法の強制力を高め、違反を厳重に取り締まること	28.8
職場の全てのリスクについて、リスクアセスメントを義務づけること	26.2
リスクアセスメントよりも、ゼロ災運動やKYT (危険予知訓練)などの日本的な安全衛生活動の推進を図ること	29.4
安全衛生に関する専門知識を持つ行政官(監督官など)を増やすこと	17.0
関連法規を緩和して、監督官などの行政官が、企業(団体)の経営事情を踏まえた監督指導を行うようにすること	12.6
ISOなどの国際機関が安全衛生マネジメント規格を整備すること	19.6
安全衛生に関する適切な専門機関(公的なものや民間のもの)を増やすこと	11.2
企業(団体)のトップ層(総括安全衛生管理者など)に義務的な安全衛生教育を実施すること	18.4
企業(団体)に安全衛生専任の役員を設置すること	12.8
企業(団体)の安全衛生担当者(特に安全管理者や衛生管理者)の組織内での地位を上げ、充分な業務ができるだけの権限と責任を与えること	17.6
安全衛生委員会に経営管理の権限を持つ役員を参加させ、審議結果を確実に反映させるなどとして、実質的な機能を果たさせること	11.8
初等教育(小学校など)のカリキュラムに安全衛生教育(特に体験教育)を導入すること	12.2
安全衛生について専門的な研究教育を行う大学を増やすこと	9.6
安全衛生に関する一般市民向けの教育啓発を行うこと	15.6
安全衛生に関する既存の国家資格を刷新制にするなどして質を高めること	13.2
ラインの管理職に対する安全衛生教育を強化すること	14.4
一般労働者に対する安全衛生教育(特に、作業主任者への技能講習、雇入れ時教育、危険有害業務従事者への特別教育など)を強化すること	20.4
労働組合がより熱心に安全衛生に取り組むようになること	12.8
その他①	0.6
その他②	0.0

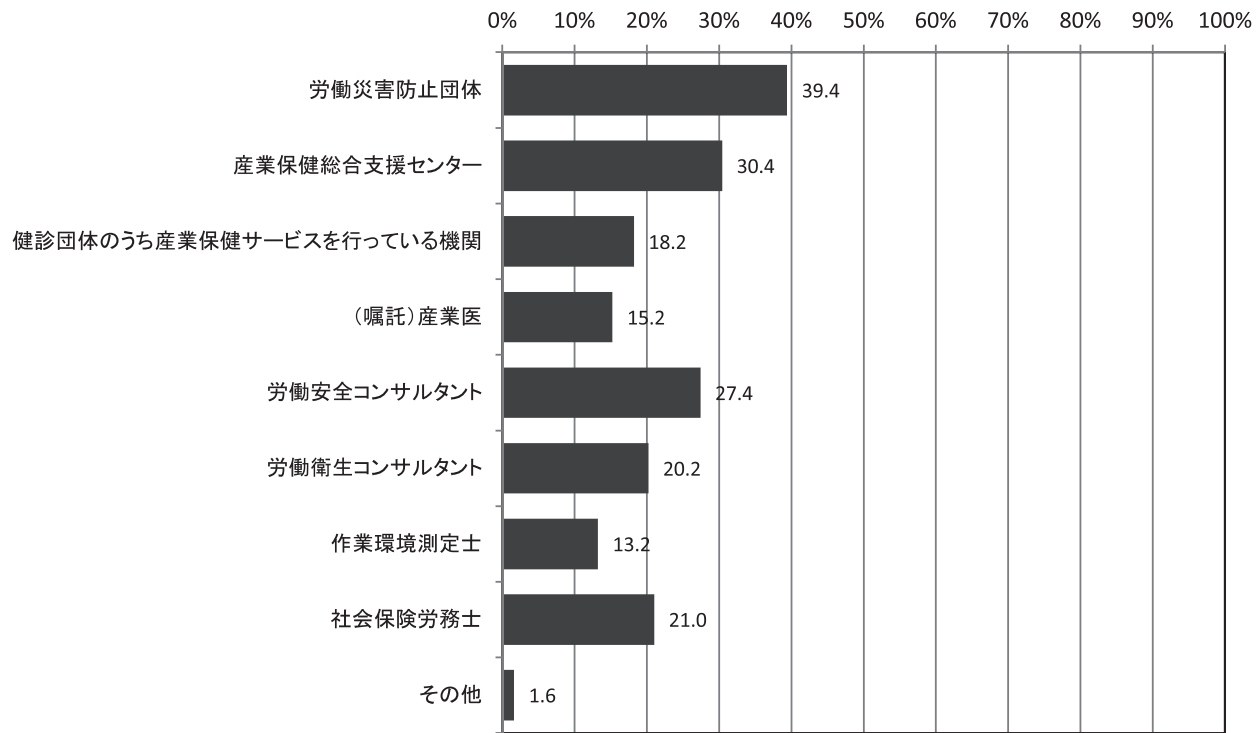
- 40 -

265688 (2分冊) (XPCS2)\_kawaguchi.ind40 40

2017/03/17 10:07:31

[GRAPH036]

【Q30】 中小企業(団体)の安全衛生の今後の担い手として適当と思うものを次の中からお答えください。(お答えはいくつでも)  
(N=500)



[GRAPH037]

【Q31】もし、あなたの所属する企業(団体)の職員が、他社の安全衛生管理の状況を調査し、必要に応じてアドバイスを提供するような公的な職務を任されたら、その職員を進んで派遣しますか。その職員を通じて、他社の安全衛生事情やノウハウを知ることができますが、その職員の給与や派遣のための費用はあなたの企業(団体)の負担となることを前提にお答えください。(お答えは1つ)

(N=500)

